

令和7年5月20日

令和7年 第9回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第35号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第36号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第37号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第38号 選挙人名簿の登録を行う日について
- 議案第39号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第40号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和7年6月2日(月)午前10時00分～
- ・令和7年7月18日(金)午前10時00分～
- ・令和7年8月20日(水)午前10時00分～

議案第 35 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
195人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
427人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 7 年 5 月 20 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第36号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和7年5月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第 37 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
5 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 7 年 5 月 20 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

令和7年4月18日時点

投票区	令和7年4月18日			抹消									移替						新規登録者数	年月日までの補正登録			令和7年5月20日			在外選挙人登録者数																
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録移転			抹消者計			登録				抹消			登録者数			新規登録者数		移転登録者数		抹消者数		登録者数										
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1 大楠西	2,515	3,332	5,847	1	1	2	5	7	12	0	0	0	6	8	14	5	7	12	6	11	17	0	0	0	0	0	0	2,508	3,320	5,828												
2 大楠東	2,018	2,338	4,356	1	2	3	8	11	19	0	0	0	9	13	22	6	7	13	12	8	20	0	0	0	0	0	0	2,003	2,324	4,327												
3 西高宮	2,986	3,590	6,576	3	4	7	5	5	10	0	0	0	8	9	17	9	11	20	9	12	21	0	0	0	0	0	0	2,978	3,580	6,558												
4 長丘	3,870	4,682	8,552	2	4	6	7	3	10	0	0	0	9	7	16	10	13	23	11	10	21	0	0	0	0	0	0	3,860	4,678	8,538												
5 長住	3,083	3,959	7,042	4	4	8	3	3	6	0	0	0	7	7	14	15	14	29	4	13	17	0	0	0	0	0	0	3,087	3,953	7,040												
6 西長住	1,441	1,781	3,222	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	2	3	4	5	9	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1,443	1,783	3,226												
7 西花畑	2,825	3,250	6,075	2	1	3	4	3	7	0	0	0	6	4	10	7	7	14	9	4	13	0	0	0	0	0	0	2,817	3,249	6,066												
8 皿山	1,881	2,254	4,135	0	4	4	3	3	6	0	0	0	3	7	10	4	4	8	3	4	7	0	0	0	0	0	0	1,879	2,247	4,126												
9 花畑第一	2,962	3,393	6,355	4	4	8	5	4	9	0	0	0	9	8	17	6	6	12	9	11	20	0	0	0	0	0	0	2,950	3,380	6,330												
10 花畑第二	1,721	1,981	3,702	5	4	9	3	2	5	0	0	0	8	6	14	7	4	11	6	6	12	0	0	0	0	0	0	1,714	1,973	3,687												
11 柏原	3,505	3,947	7,452	5	3	8	6	4	10	0	0	0	11	7	18	2	6	8	8	11	19	0	0	0	0	0	0	3,488	3,935	7,423												
12 東花畑	2,270	2,658	4,928	4	2	6	2	0	2	0	0	0	6	2	8	3	2	5	4	4	8	0	0	0	0	0	0	2,263	2,654	4,917												
13 野多目	4,270	5,059	9,329	8	4	12	8	1	9	0	0	0	16	5	21	11	13	24	8	9	17	0	0	0	0	0	0	4,257	5,058	9,315												
14 三宅第一	3,429	3,917	7,346	4	5	9	8	6	14	0	0	0	12	11	23	11	7	18	8	5	13	0	0	0	0	0	0	3,420	3,908	7,328												
15 三宅第二	3,607	4,696	8,303	1	1	2	16	16	32	0	0	0	17	17	34	11	17	28	12	17	29	0	0	0	0	0	0	3,589	4,679	8,268												
16 筑紫丘第一	2,534	2,988	5,522	0	3	3	10	8	18	0	0	0	10	11	21	10	9	19	5	8	13	0	0	0	0	0	0	2,529	2,978	5,507												
17 筑紫丘第二	1,173	1,366	2,539	1	0	1	2	4	6	0	0	0	3	4	7	5	5	10	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1,174	1,366	2,540												
18 東若久	2,943	3,332	6,275	2	3	5	0	1	1	0	0	0	2	4	6	9	10	19	12	9	21	0	0	0	0	0	0	2,938	3,329	6,267												
19 若久	3,605	4,437	8,042	5	2	7	4	9	13	0	0	0	9	11	20	6	10	16	11	12	23	0	0	0	0	0	0	3,591	4,424	8,015												
20 玉川第一	3,770	5,128	8,898	2	3	5	7	21	28	0	0	0	9	24	33	14	23	37	17	19	36	0	0	0	0	0	0	3,758	5,108	8,866												
21 玉川第二	1,857	2,370	4,227	2	4	6	7	9	16	0	0	0	9	13	22	4	10	14	6	9	15	0	0	0	0	0	0	1,846	2,358	4,204	2	2	4	0	0	0	0	0	0	47	90	137
22 玉川第三	3,239	3,598	6,837	0	3	3	13	11	24	0	0	0	13	14	27	12	12	24	12	9	21	0	0	0	0	0	0	3,226	3,587	6,813	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原	3,391	4,054	7,445	3	2	5	8	13	21	0	0	0	11	15	26	9	5	14	11	16	27	0	0	0	0	0	0	3,378	4,028	7,406												
24 宮竹第一	3,518	3,747	7,265	1	4	5	8	8	16	0	0	0	9	12	21	8	6	14	13	6	19	0	0	0	0	0	0	3,504	3,735	7,239												
25 宮竹第二	2,067	2,108	4,175	0	1	1	9	7	16	0	0	0	9	8	17	3	1	4	6	7	13	0	0	0	0	0	0	2,055	2,094	4,149												
26 高木	1,980	2,157	4,137	1	1	2	5	3	8	0	0	0	6	4	10	6	6	12	9	7	16	0	0	0	0	0	0	1,971	2,152	4,123												
27 井尻第一	1,111	1,165	2,276	2	3	5	4	6	10	0	0	0	6	9	15	3	1	4	3	3	6	0	0	0	0	0	0	1,105	1,154	2,259												
28 井尻第二	1,196	1,402	2,598	0	0	0	4	5	9	0	0	0	4	5	9	4	3	7	4	5	9	0	0	0	0	0	0	1,192	1,395	2,587												
29 日佐	2,956	3,218	6,174	4	4	8	4	5	9	0	0	0	8	9	17	7	5	12	4	8	12	0	0	0	0	0	0	2,951	3,206	6,157												
30 大池	1,744	2,078	3,822	1	3	4	3	2	5	0	0	0	4	5	9	9	6	15	5	8	13	0	0	0	0	0	0	1,744	2,071	3,815												
31 寺塚	1,983	2,390	4,373	3	2	5	1	3	4	0	0	0	4	5	9	4	6	10	7	6	13	0	0	0	0	0	0	1,976	2,385	4,361												
32 東高宮	3,980	5,293	9,273	1	5	6	12	3	15	0	0	0	13	8	21	16	23	39	15	20	35	0	0	0	0	0	0	3,968	5,288	9,256												
33 横手	3,308	3,651	6,959	3	4	7	5	6	11	0	0	0	8	10	18	11	12	23	11	5	16	0	0	0	0	0	0	3,300	3,648	6,948												
34 鶴田	2,746	3,092	5,838	3	4	7	3	2	5	0	0	0	6	6	12	6	8	14	4	1	5	0	0	0	0	0	0	2,742	3,093	5,835												
35 老司	3,292	3,762	7,054	2	8	10	4	8	12	0	0	0	6	16	22	7	8	15	5	8	13	0	0	0	0	0	0	3,288	3,746	7,034	0	1	1	0	0	0	1	0	1	6	7	13
36 弥永	2,245	2,732	4,977	4	5	9	4	6	10	0	0	0	8	11	19	5	6	11	2	3	5	0	0	0	0	0	0	2,240	2,724	4,964	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
37 弥永西	3,347	3,667	7,014	0	3	3	10	7	17	0	0	0	10	10	20	6	6	12	4	5	9	0	0	0	0	0	0	3,339	3,658	6,997												
計	100,368	118,572	218,940	84	111	195	211	216	427	0	0	0	295	327	622	275	304	579	277	301	578	0	0	0	0	0	0	100,071	118,248	218,319	2	3	5	0	0	0	1	0	1	53	97	150

議案第38号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和7年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和7年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

登録を行う日

令和7年6月2日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

議案第39号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和7年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

（根拠）

- ・ 議決及び公表 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第40号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和7年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

(根拠)

・議決及び公表 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。